

一般社団法人レーザセンシング学会

理事の職務分担に関する規則

令和 6 (2024) 年 8月 9日 制定

(目的)

第1条 本規則は、定款第23条に基づき、理事の職務分担について必要な事項を定める。

(会長の職務)

第2条 会長の職務は次のとおりとする。

- (1) 代表理事として法人を代表し、その業務を執行する。
- (2) 会務を統轄する。
- (3) 総会、理事会及び運営審議会を招集し、その議長となる。

(副会長の職務)

第3条 副会長の職務は次のとおりとする。

- (1) 代表理事として法人を代表し、会長を補佐する。
- (2) 理事会の定めるところにより、この法人の業務を分担執行する。

(職務担当理事)

第4条 理事会において次の各職務担当理事を選任する。

- (1) 企画担当理事
- (2) 編集担当理事
- (3) 情報整備担当理事
- (4) 総務担当理事
- (5) 表彰担当理事
- (6) 功労賞選考担当理事
- (7) 将来計画担当理事
- (8) 事務担当理事
- (9) 広報戦略担当理事
- (10) 国際交流担当理事
- (11) 国内学術協力担当理事

(職務担当理事の主管事項)

第5条 次の各担当理事は対応する常設委員会の職務を主管し、必要な業務を執行する。

- (1) 企画担当理事 (企画委員会)
 - (2) 編集担当理事 (編集委員会)
 - (3) 情報整備担当理事 (情報整備委員会)
 - (4) 総務担当理事 (総務委員会)
 - (5) 表彰担当理事 (表彰委員会)
 - (6) 功労賞選考担当理事 (功労賞選考委員会)
 - (7) 将来計画担当理事 (将来計画委員会)
- 2 事務担当理事は事務局の職務を主管し、必要な業務を執行する。
 - 3 広報戦略担当理事は、次の各項の職務を主管し、必要な業務を執行する。
 - (1) 対外的な本学会の広報戦略に関する事業。
 - (2) 若手研究者の育成やアウトリーチ等に関する事業。
 - 4 国際交流担当理事は、次の各項の職務を主管し、必要な業務を執行する。

- (1) 国際交流に関する事業（International Coordination Group on Laser Atmospheric Studies (ICLAS)との連携・折衝を含む）。
 - (2) 国際学术交流助成に関する業務。
- 5 国内学術協力担当理事は、次の職務を主管し、必要な業務を執行する。
- (1) 国内学術諸団体との連携・折衝および学会内への情報伝達に関連する業務。

（共管事項）

第6条 担当理事は主管事項のうち、他の担当理事の主管事項に関連ある事項を処理するに当たっては、当該担当理事と合議の上決定しなければならない。

令和 6（2024）年 8月 9日 制定・施行